

＝令和5年度第2回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議＝

- 日 時 令和5年11月1日（水） 午後1時30分～午後3時30分
- 場 所 YouTubeによるオンライン開催
- 出席者 8名
〈医師会館にて参加〉
事務局：岩垣次長、上治主事
医療労務管理アドバイザー：八木社労士、西山豊美氏
〈自宅又は事務所で参加〉
医療労務管理アドバイザー：入江社労士、松岡社労士
安酸社労士、安木社労士

1. 今後の都道府県／勤改センターの取組について
厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者
働き方改革推進室

①制度施行（2024年4月）に向けた地域の医療提供体制の確保に向けた取組等の実施について
厚生労働省は、制度施行直前の医療提供体制に係る評価及び確認を実施するため、「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（第5回）調査」を行う。

調査期間：10月～11月

調査対象：貴管下の全ての病院（大学病院本院を除く）及び分娩を取り扱う産科有床診療所（院長のみが診療を行う診療所を除く）

調査内容：①労働時間管理に関する取組②当該取組を踏まえても令和6年4月における時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間超と見込まれる医師について③大学病院等から医師の時間外・休日労働時間の上限規制の施行による医師派遣の引き揚げの意向が示されている医療機関等

なお、都道府県担当課は、当該調査の結果、令

和6年4月に向けて更なる対応が必要と考えられる個別の医療機関については、より詳細な状況把握と勤務環境改善の支援、地域での医療機能の役割分担や見直しを実施し、フォローアップの対応状況を年度内に提出する。

また、都道府県、労働局、勤改センターと連携を行い、引き続き、今回の調査も踏まえ、宿日直許可申請を含め、支援先の優先順位付けとフォローアップをお願いしたいとのことであった。

②2024年4月以降の都道府県／勤改センターの取組に向けた体制の確保等

医師の時間外労働の上限規制の導入開始。医療機関においては、2035年度末に向けた時短の推進に向けて、上限規制の遵守、面接指導等の追加的健康確保措置の確実な実施。特例のうちB、連携B水準は2035年度末までの廃止を目標、段階的に医師の労働時間の短縮を進める必要があることから、勤改センターによる医療機関の支援の流れが途切れないようにすることが重要である。都道府県は、2024年4月以降も勤改センターについて十分な体制の確保をお願いしたいという話があった。

2. 医師の働き方改革にかかる医療法第25条第1項に基づく立入検査について

厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室 室長補佐 黒川典誉氏

医師の働き方改革の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認事項が必要な検査項目が追加された。

全医療機関に対しては、面接指導の実施と就業上の措置。特定労務管理対象機関に対しては、勤務間インターバル・代償休息が確保されているかの確認である。

都道府県の立入検査による指摘事項（追加的健康確保措置）があった場合は、医療機関は改善に向けた取組が必要となる。勤改センターにおいては、医療機関に対して改善に向けた取組支援を行っていただきたいとの話があった。

11月下旬には、保健所、医療機関向けの説明資料の動画配信を開始予定である。また、令和5年度末には立入検査実施要綱の発出予定である。

3. C水準の指定に関する確認事項

厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室 室長補佐 藤川 葵氏

C水準の指定に際し、都道府県で確認すべき事項の説明があった。

都道府県は、B・連携B水準に追加してC-1、C-2水準の指定を希望する医療機関が評価センターを受審する場合は、評価センター事務局に問い合わせをするよう医療機関に案内していただきたい。また、勤改センターにおいては、指定申請を行う医療機関への支援をお願いしたいという話があった。

4. 令和5年度予算事業への協力のお願い等について

厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室

○令和5年度予算として主な事業は以下の通り行われると説明があった。

- ・医師の働き方改革について、国民の理解と協力を得るための広報事業（SNS発信やポスター周知）を11月以降（予定）に開始予定。
- ・医療勤務環境改善支援センター及び都道府県による医療機関支援活動に係るチェックリストシート作成を11月頃に送付予定である。来年1月以降、今後の活動方法などについて、チェックリストを活用しながら有識者の方とともにいくつかの各都道府県とのミーティングを実施する予定である。
- ・長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習会（e-learning）及びロールプレイ研修（Web参加）が行われているので、受講していただきたい。

○令和6年度予算概要要求の概要について説明があった。

- ・医師の働き方改革普及啓発事業として、国民に対して、インターネット上の動画配信やポスター等で周知を行う。
- ・医療機関における勤務環境改善のための調査・支援事業を行う。
- ・「働き方改革指針支援助成金」適用猶予業種等対応コースにより病院等に令和6年度も継続予定。
- ・医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の適用期限を2年延長する。